

習志野市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託に係る企画提案募集要項

1. 趣旨

本要項は、習志野市（以下「本市」という）が公募型プロポーザル方式により発注する「習志野市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託」に関し、受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

本件は、習志野市部活動地域展開事業の一環として実施するものであり、当該事業における受託事業者を選定することを目的とします。

候補者に選定されたことは、契約の締結を確定するものではありません。仕様に関する協議を経て、契約書を取り交わすことにより契約が成立します。

2 発注案件の業務概要

案件名	習志野市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託
業務内容	別紙「習志野市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託 基本仕様」のとおり
履行期間	契約締結日から令和9年7月31日
履行場所	習志野市立中学校（全7校）
契約上限額	9,370,047円（消費税及び地方消費税を含む）
支払方法	月払い

3. 事務局

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市教育委員会学校教育部学習指導課

TEL：047-451-1132 Eメール：sidou-ky@city.narashino.lg.jp

4. プロポーザルに係るスケジュール

	流 れ	期 日
(1)	募集要項の公表	令和8年5月7日（木）
(2)	質問書受付期間	令和8年5月7日（木）～5月15日（金）午後5時
(3)	質問書の回答	令和8年5月19日（火）
(4)	参加申込書・提案書等の提出期限	令和8年5月25日（月）午後5時まで
(5)	ヒアリング	令和8年5月29日（金）（プレゼンテーション含む）
(6)	審査結果通知（予定）	令和8年6月12日（金）
(7)	契約締結（予定）	令和8年7月中旬

※日程に変更がある場合は、市のホームページに掲載します。

5. 応募者の資格要件

応募できる者は、次の（１）～（３）の要件をすべて満たしていることを条件とします。
なお、本市は、必要に応じ調査確認するものとします。

- （１）「令和８年度の習志野市入札参加資格者名簿」に契約時に登録されている者
- （２）習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成１８年４月１日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成１２年２月１日施行）に基づく入札参加除外措置を、本派遣業務の募集要項の公表の日から契約候補者決定の日までの間、受けていない者
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないもの。

6. 応募手続き

（１）募集要項等の配布

習志野市のホームページに募集要項及び基本仕様を掲載します。必要に応じてダウンロードして使用してください。

（２）質問書について

募集要項等の内容について次により質問を受け付けます。

①受付期間

令和８年５月７日（木）～５月１５日（金）午後５時

②提出方法

質問書（様式１）により作成の上、事務局（習志野市教育委員会学習指導課）へメール（sidou-ky@city.narashino.lg.jp）にて提出してください。なお、提出後、事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

③質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、５月１９日（火）に習志野市のホームページで公表する予定です。なお、回答にあたり質問者の名称は公表しません。

※電話及び直接来庁による質問には回答できません。

（３）提出する物

①参加申込書（様式２）…１部

②企画提案書 …２部（正本１部・副本１部）

・様式は自由様式としますが、後記７（３）の審査基準及び別紙仕様に基づき作成してください。

・正本は、企画提案書表紙に業者名を記載してください。

・副本は、業者名を黒塗りしてください。

③会社概要（正本１部・副本１部）

・貴社の事業概要、本業務のための実施体制がわかるものを提出してください。

・副本は、業者名を黒塗りしてください。

④業者実績一覧（正本１部・副本１部）

・これまで本募集と同様の業務実績がある場合は、業務内容がわかるものを提出してください。

・副本は、業者名を黒塗りしてください。

⑤参考見積書及び参考見積書の積算内訳書（1部ずつ）

- ・様式は自由様式とするが、必ず案件名を記載してください。
- ・積算内訳書は、原則として、以下の費目の中から必要なものを用いて積算を行い作成してください。

人件費／謝金／交通費／借料／消耗品費／印刷製本費／通信運搬費／雑役務費
／保険料／一般管理費

※人件費、謝金、交通費は、統括責任者（基本仕様4（3）参照）又は指導者のどちらに該当するものであるかが確認できるような記載にしてください。

(4) 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時までとします。

(5) 提出先

275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

習志野市教育委員会学校教育部学習指導課 紫芝宛

(6) 提出方法

- ・持参（受付時間は、平日午前9時から午後5時までに限ります。）もしくは郵送によることとします。
- ・Eメールでの提出は受け付けません。
- ・持参による場合は、前開庁日までに学習指導課まで電話連絡してください（047-451-1132）。
- ・郵送による場合は書留とし、封筒に「習志野市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託プロポーザル書類在中」と朱書きしてください（任意）。締切日必着とします。
- ・申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

(7) 応募の辞退

参加申込書を提出された参加者が、ヒアリング（プレゼンテーションを含む）を辞退する場合は、5月27日（水）までに応募辞退届（任意様式）に必要事項を記入し、提出してください。

7. 審査方法等

(1) 選定委員会

習志野市教育委員会事務局職員、習志野市立小中学校を代表する者、その他教育長が必要と認めた者で構成されています。

(2) 審査方法

選定委員会が提案書等の審査を行い選定します。選定委員会の審査結果を受け、評価が最も高い応募者を第1位契約候補者とします。

(3) 審査基準

選定委員会は、次の項目等を審査します。

項目		主な評価の観点	評価点	合計
指導 体	業務実績	・これまでに、中学校部活動の指導に関する事業に関わった経験があるか。 ・子どもを対象とする事業に関わったことがあるか。	5	20

制	指導実施におけるマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的で安全な指導計画を立案できる体制と具体的な方策がとられているか。 ・運営スタッフ間の協力・連携など円滑な指導が実施できる方策がとられているか。 	5	
	指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者を効果的・効率的に確保するための方策がとられているか。 ・質の高い指導者を確保するための方策がとられているか。 	5	
	指導者の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の質の向上のための人材育成に係る具体的な方策がとられているか。 ・指導者が安心して取り組めるようフォロー体制は構築されているか。 	5	
安全管理	指導における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な生徒の安全管理のための方策がとられているか。 ・指導者の安全管理に関する取組みはあるか。 	5	20
	指導者の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか。 ・指導者の適格性（経歴・資質等）を確認するための仕組みが整備されているか。 	5	
	けが・事故・緊急事態発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・けが・事故発生時等の緊急時の対応に関する適切な方策がとられているか。 ・地震等の自然災害発生時の対応に関する方策は適切か。 	5	
	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な法令遵守の方針と方策が作成されているか。 ・適切な個人情報の管理及び保護に関する方策がとられているか。 	5	
運営体制	事業者の体制と事業の持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営体制や業務分担が適切に構築されているか。 ・統括責任者としての人材の質の高さ ・統括責任者の確保の実現可能性の高さ ・事業の継続実施のための方策がとられているか。 ・事業者の経営が安定しているか。 	5	20
	地域クラブの内容充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブの内容充実のための取組がなされているか。 ・取組内容は生徒保護者にとって魅力的なものか。 	5	
	保護者との信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携や信頼関係構築のための適切な方策がとられているか。 ・保護者からの問い合わせに対する適切な対策や方策がとられているか。 	5	
	学校との連絡・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携や信頼関係構築のための適切な方策がとられているか。 ・学校施設や用具の管理・管理方法が適切か 	5	
価格	本事業に係る見積価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な見積価格の設定か 	10	10
合計				70

(4) 採点基準

選定委員は、評価の項目ごとに以下の5段階評価により評価を行います。

なお、選定委員全員の評価の合計点が全体（選定員全員の評価が満点）の6割に満たない場合は、契約候補者として選定しません。

また、各評価項目について、選定委員全員の平均点が2点未満の項目が一つでもある場合は、契約候補者として選定しません。

区分	評価点
優れている・十分に適切である	5点
やや優れている・適切である	4点
平均的である	3点
やや劣っている・やや不適切である	2点
劣っている・不適切である	0点

8. ヒアリングの実施

- (1) 日 時 令和8年5月29日（金）予定
※詳細については該当者に別途通知します。
- (2) 実施場所 市庁舎
千葉県習志野市鷺沼2丁目1-1
- (3) 出席者 1応募者3名以内
(今後本市との連絡・調整に際し渉外の担当となる者は必ず参加すること)
- (4) 実施時間 1応募者30分以内(提案書説明20分程度、質疑応答10分程度)予定
- (5) その他
- ・提案の内容は、提出した提案書の記載内容を逸脱しないものとしてください。
 - ・提案書に記載される指導ツールの持参・提示は可能とします。
 - ・プロジェクター・スクリーンは学習指導課で用意します。パソコンは応募者で用意してください。
 - ・機材の持ち込み、使用を希望する場合には、様式にその旨記載をしてください。

9. 選定結果の通知公表

- (1) 結果通知
- ・審査の結果については、提案事業者全員に令和8年6月12（金）に通知するほか、ホームページで公表します。（応募及び審査状況により変更となる場合があります。）
 - ・なお、公表は第1位契約候補者のみとし、次点者等の提案事業者名等については公表しません。
 - ・選定結果についての異議申立ては認めません。
- (2) 留意事項
- ・市は、本プロポーザルに関して市が必要と認めるときに、提案書を無償で使用します。また、提案書に含まれる第三者の著作権の公表

などの使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得ておくものとします。

10. 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 応募者の第1位資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (2) 書類に虚偽の事実の記載があったとき。
- (3) 書類の提出方法、提出期限等を守らないとき。
- (4) 参考見積額が本募集要項で定める委託料の上限を上回ったとき。
- (5) その他選定委員会が不適格と認めたとき（応募者が選定委員と接触する等、審査の公平性を欠く行為、著しく信義に反する行為など）。

11. 契約

(1) 契約の締結

ア 本市と契約候補者において、提案内容をもとに詳細な業務内容及び契約条件の協議を行い、当該内容を反映した仕様書により正式な見積書を徴収した後、契約を締結するものとする。

イ 上記アの交渉が不成立の場合、本市と次点者において、アと同様の調整を行い、契約を締結するものとする。

(2) 留意事項

ア 提案された内容をそのまま業務内容等に反映し、契約するものではない。

イ 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、本市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

12. その他必要な事項

- (1) 提出書類の作成や提出、選考後の協議に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出書類提出後における変更、差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類は返却しません。
- (3) 選定の公表等で必要な場合、本市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「習志野市情報公開条例」等の関係規定に基づき公開することがあります。

13. 問い合わせ先

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市教育委員会学校教育部学習指導課

TEL：047-451-1132 Eメール：sidou-ky@city.narashino.lg.jp